

島根原発 2 号機の第 18 回運転サイクルにおける  
運転上の制限の逸脱及び復帰に係る立入調査の実施について

本日 10 時、定期事業者検査で停止中の島根原子力発電所 2 号機において、原子炉圧力容器内に設置された燃料支持金具のうち 1 体が設計仕様と異なっていたことにより、第 18 回運転サイクル（2025 年 1 月 10 日から 2026 年 2 月 9 日まで）の期間中、一時的に原子炉施設保安規定に定める運転上の制限※を満足していない状態であったと判断した旨、中国電力㈱から連絡を受けました。

これに基づき、市及び島根県は、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第 11 条に基づく立入調査を実施することとしました。

記

1. 立入調査日時及び場所

日時：令和 8 年 4 月 30 日（木）14 時 00 分～（予定）

場所：中国電力㈱島根原子力発電所

2. 派遣職員

松江市 防災部原子力安全対策課 3 名

島根県 防災部原子力安全対策課 3 名

3. 事案の概要

中国電力㈱ホームページ参照

[https://www.energia.co.jp/atom\\_info/press/2026/16453.html](https://www.energia.co.jp/atom_info/press/2026/16453.html)

4. 調査方法及び内容

以下の事項に関して、関係書類等により事実関係を確認する

- ・事案を発見した経緯
- ・運転上の制限を逸脱していたと判断した詳細
- ・1995 年の燃料支持金具取替工事に係る施工管理 等

5. その他

調査終了後、概ね 1 ヶ月以内を目途にその結果を取りまとめて公表する

※原子炉施設保安規定に定める運転上の制限

多重の安全機能を確保するため、原子炉施設保安規定には予備も含めて動作可能な機器の必要台数が定められています。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理等を行う事が求められます。

(参考) 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(安全協定)(抄)

(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第9条 丙は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

(立入調査)

第11条 甲及び乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる者でその指名する者を発電所に立入調査させることができるものとする。

(1)～(2) 略

(注) 甲：島根県、乙：松江市、丙：中国電力